

認知症基本法普及啓発事業業務委託基本仕様書

1 事業の目的

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、基本法）が施行された。その中では、国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにすることが明記された。

これを踏まえ本県では、基本法に基づき、令和7年3月に「山形県認知症施策推進計画」を策定し、「認知症の正しい理解の推進」を施策の柱の一つとして、地域共生社会の実現に向け、認知症施策を推進している。

この事業は、基本法の趣旨を踏まえ、県民に対する「新しい認知症観」をはじめとする認知症に対する正しい知識の普及啓発を図ることを目的とする。

2 委託業務名

認知症基本法普及啓発事業業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

4 イベントの実施日

認知症の日の令和7年9月21日（日）又は認知症月間の令和7年9月中の土日祝日のいずれか

5 委託業務内容

次の業務を行うことを基本とし、さらに、目的の達成のために効果的な企画や遂行方法等について積極的に提案・実施すること。業務の遂行に当たっては、参加者の安全対策を徹底すること。

（1）認知症の正しい理解を促進する普及啓発イベントの企画及び運営

講演やパネルディスカッション、関係団体等のブース出展、ポスター・パンフレット等の啓発資材展示による情報発信等、認知症の普及啓発イベントを開催する。

- ① イベントの企画・運営
- ② 会場の確保（会場使用料の支払を含む）、ブース・ステージ等の設営・管理・撤去、資機材・備品等の調達
- ③ 看板、案内サイン等の作成・設営・撤去
- ④ 講師・シンポジスト・関係団体等との連絡調整
講師・シンポジスト等の選定については県と協議の上、決定するものとする。
- ⑤ 来場者アンケートの実施、取りまとめ
- ⑥ 問合せ対応
- ⑦ 参加料

参加料は無料とする。

(2) メディア等を活用した周知広報

① 上記(1)の事業について、以下の手段等により効果的な広報を行う。

- ア ラジオ番組・ラジオCM等を活用した情報発信
- イ 新聞広告・フリーペーパー等を活用した情報発信
- ウ チラシ・ポスターの作成及び配布、設置

(3) その他

上記(1)から(2)までに掲げる業務に付随する業務

6 成果の確認

(1) 成果品

- ① 上記5(1)⑤に掲げるアンケート集計結果
- ② 上記5(1)①の当日資料データ
- ③ 上記5(2)①ウに掲げる 広報資材

(2) 提出媒体

紙媒体1部及びDVD-ROM1部

7 留意事項

- (1) 受託者は、この事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は、個人情報取扱事務に従事している者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該職員が退職後にあっても同様とする。
- (3) 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。
- (4) 当該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受託者が責任を持って調整すること。また、本業務による著作権及び著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利を含む。）はすべて山形県に帰属するものとし、受託者は山形県の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。
- (5) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に山形県に協議し承認を得なければならない。
- (6) 受託者は、この事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに山形県に報告すること。
- (7) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

8 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、山形県と協議するものとする。